

見積依頼書補足事項（建設工事中）（随意契約）

見積書の提出に関する補足事項

工事に係る見積書の提出に当たっては、見積依頼通知書に記載された事項のほか、次の各事項を承知してください。

記

1 契約条項を示す場所 旭川建設管理部建設行政室入札契約課

2 見積合わせの日時及び場所

(1) 日時 指名通知書に記載された開封予定日時

(2) 場所 旭川市永山6条19丁目 上川総合振興局3階入札室

3 見積書記載金額

契約の相手方の決定に当たっては、電子入札システムに入力（紙により参加する見積書の提出者にとっては「電子入札システムに入力」とあるのを「見積書に記載」と読み替える。以下同じ。）された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって決定価格とするので、見積書の提出者は、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を電子入札システムに入力してください。

4 消費税等課税事業者等の申出

契約の相手方となった者（以下「契約者」という。）は、決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出てください。ただし、契約者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出してください。

なお、契約書又は請書を作成しないものにあつては、消費税等課税事業者等の申出又は共同企業体消費税等免税事業者申出書の提出は必要ありません。

5 その他

(1) 前金払

ア 前金払

予定価格が250万円以上の工事の場合は、契約金額の4割に相当する額以内を前金払します。

イ 中間前金払

予定価格が250万円以上の工事の場合で、契約金額の2割に相当する額以内を前金払します。ただし、次のすべての条件を備えた場合に請求できます。

(7) 工期の2分の1を経過していること。

(4) (7)の時期までに実施すべき工事が行われており、かつ、工事の進捗額が契約金額の2分の1以上であること。

(2) 債権譲渡の取扱い

この契約の相手方となった者（以下「契約者」という。）が中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第3条の4の規定による流動資産担保保険に係る融資保証

制度を工事完成検査合格後に利用しようとする場合又は「公共工事に係る工事請負代金債権の譲渡を活用した融資制度について」（平成11年1月28日付け建設省経振発第8号）による下請セーフティネット債務保証事業若しくは「地域建設業経営強化融資制度について」（平成20年10月17日付け国土交通省国総建第197号、国総建整第154号）による地域建設業経営強化融資制度を利用する場合において、契約者が工事請負代金の支払請求権について債権譲渡承諾依頼書を道に提出し、道が適当と認めたときは当該債権譲渡をすることができることとしていますので、留意してください。

なお、承諾依頼に当たっては、道が指定する様式により御依頼ください。

(3) 見積合わせの取消し

契約の相手方の決定後において、支出負担行為担当者が見積合わせの公正性が確保できないと認めるときは見積合わせ全体を取り消すことがあります。

(4) その他

ア 建設工事見積心得（電子見積用）その他関係法令の規定を承知してください。

イ 見積通知書の内容に関し不明な点は、上川総合振興局旭川建設管理部建設行政室入札契約課に照会してください。

なお、設計図書等の内容に関する問い合わせは、書面によるものとし、見積書受付開始予定日の3日前（日曜日、土曜日及び休日を除く。）までに持参又は送付により提出してください。

設計図書等に関する質問・疑義がある場合は、ご質問いただき疑問点を解決した上で入札してください。

質問の書面については、特に様式を定めませんが、入札日、工事名、質問内容、会社名、担当者氏名及び連絡先（電話番号）を記載してください。

また、送付とはファックスも含まれます。ファックスに依る場合は「入札契約課あて」と判るよう宛名を記載してください。

持参・送付先

北海道旭川市永山6条19丁目1-1

北海道上川総合振興局旭川建設管理部建設行政室入札契約課

FAX番号：0166-46-5372